

万葉伝誦歌の諸相

大久間喜一郎

はしがき

万葉集の中に多くの伝誦歌が含まれていることは周知のことである。その伝誦歌が、万葉の編者によって左註などに、伝誦歌である由来を書き加えられているものと、題詞などによって伝誦歌であったことを推測されるものとがある。また、そうしたものの外に、種々の観点から伝誦歌であつたろうと想定される作品も数多く存在する。今、種々の観点からと言つたが、たとえば人麻呂の長歌などにおいても、多くの異伝句を有する作品の場合、ある人はこれを伝誦の過程を経たものと考え、ある人はこれを推敲の結果と想像する。そうした考察は、作歌の場合あるいは制作事情などを考慮することによって、それぞれの説に分かれるにせよ、とにかく伝誦歌というものが万葉集中かなりの数を占める以上、伝誦歌の姿を一応明確にしておく必要があるかと思われる。つまり、万葉集成立の根本に関わる問題として、その性格を概観してみたいというのが本稿の目的である。

万葉伝誦歌の位置

万葉集編纂の資料となつたものが文字で書かれた資料であつたといふことは、今更、改めて述べるのも滑稽なくらい常識となつてゐることである。ただ、次の点に關しては一応注意しておく必要はあろう。

万葉二十巻の中には、今日でも解説不能の歌がいくつかあり、あるいは人によつて訓法の異なる歌も多い。そうした問題は、結局のところ、万葉集というものの表記法が不完全だといふことに歸すると言われても仕方ないことだ

ある。筆録者には判っていても、研究の進んだ現代の水準をもってしても、どうしても読めない歌や、訓読に異説のある歌が存在するという現実には、やはり万葉の表記法自体に問題があるとしか言いようがない。それは言うまでもないことながら、単純な言語史の課題に還元して言えば、未熟な表記法ということから、万葉が口承の文芸であった時代を想像させるのに十分である。憶良や旅人あるいは家持や家持圏の歌などは勿論問題外として、口承文芸としての歌を記録に留めたものが、万葉の原資料となったといった場合も多かつたかと思われる。

そうした口承文芸としての万葉歌を万葉伝誦歌と称するのが許されるなら、現在の万葉集の中に、伝誦歌としての例を見せているものも相当多いと言わなければならない。そこで今もって伝誦歌であることを明白に示していると思われる作品、あるいは伝誦歌であると推定される作品を取り上げて、それらに関連する幾つかの問題に触れることにしよう。だが、その前に万葉伝誦歌の範疇について述べておきたい。

万葉の伝誦歌というものをどのような範囲で考えたらよいか。それは大体、大きく分けて二つになると思われる。

A 伝誦歌であることが明白なもの。

B 伝誦歌であったと推定されるもの。

A の場合は、左註において伝誦歌であることが注記されているものが主となる。例えば、卷三(三八八・三八九)に「右の歌は、若宮年魚麻呂誦めり。但しいまだ作者を審にせず。」とあり、あるいは卷十七(四〇一六)に「右は、この歌を伝へ誦めるは、三国真人五百国なり。」という類いである。ただし、四〇一六の作は高市連黒人の歌である。この場合のように作者判明歌であっても、左註の記事によれば伝誦歌であったと信ずる他はない。五百国が黒人の作品を記録として所持していたかどうかは、ここでは問題にならない。以上のほか、職業的伝誦者による誦詠歌、あるいは歌曲などと称されるものも、当然のこととして伝誦歌に数えることができる。例えば、卷十六(三八八五・三八八六)の「乞食者の詠」などがそれである。

B の場合、

- (1) 題詞また左註に世人(非特定個人)の作としたものの中に、伝誦歌と考えられるものがある。その最初に、卷一(二三・二四)の麻績王に関する作を挙げることができる。二三番歌は世人の作であるといい、二四番歌は王自身の

和する歌としているが、これらは既に言われているように歌物語に類した作品の中から採られたと思われる。その物語は恐らく伝誦物語だったろう。また、巻一(五〇)「藤原宮之役民作歌」も特定個人の作ではない。だが、この歌は恐らく人麻呂の作であろうと言われている。人麻呂の代作歌だとしたならば伝誦歌と見ることは今のところ無理である。

(2) 作者名に異伝のあるものの中に、伝誦歌と考えられるものがある。巻二(八五)の磐姫皇后の作と伝えられる歌は、同九〇番歌(出典は「古事記」)にも記されているように衣通王作とされるもの異伝歌である。異伝歌という観点——つまり本来的には同一歌であるという観点に立てば、伝誦歌であったが故に作者名に異伝を生じたものと推測し得る作品である。巻八(一五一)と巻九(一六六四)の關係も前掲の場合と似ていて、この二歌は殆ど同一歌と云ってよいが、一五一一では岡本天皇の御製、一六六四では雄略天皇の御製と伝えられる。これも伝誦歌と考えられる。勿論、作者名に異伝のある作品がすべて伝誦歌だと断言することはできないが、それに加えて異伝句を有する作品、一二・三四・四二三・一五一五・一六七三・一六七九・二三一五などは考慮しなければならないと思われる。

(3) 古歌と考えられている作品は恐らく伝誦歌であったと思われる。巻一(八二・八三)の左註には、「当時誦めりし古歌か」とあり、「当時」というのは和銅五年を指すと思われる。左註の記事以外に、この二首を古歌と推測する理由があったのであろう。巻十六(三六〇・二一三六・一〇)(三八二二)、巻十八(四〇七三)には題詞にそれぞれ古歌である旨を記している。

(4) 作者未詳歌巻中のある種の作品に、伝誦歌と考えられるものがある。例えば、巻十三の歌群から新たに加えられたと推定される反歌などを除けば、大部分の作品は伝誦歌であるとも考えられる。土屋文明氏はこの巻全体を一応民謡として扱おうとしているようである。民謡という言葉が妥当であるか否かは別問題として、民謡という以上は、伝誦による謡物という性格だけは、根底にまず存在すると言えよう。その意味から、土屋氏は巻十三の大方を伝誦歌と考えていると解釈してよさそうである。しかし、厳密に考えれば、巻十三の中では三二三九の長歌、三二六三の古事記歌謡との少異歌、三三一〇の長歌などが伝誦歌と言えるであろう。その余の作品は更に考証の結果を必要とするに違いない。

(5) 物語の忠となった作品も伝誦歌と考えられる。卷十六（三八〇—三八一五）の諸作などがそうであろうかと思ふ。これについては、後にやや詳しく述べてみたいと思ふ。

(6) 伝説的な古代の作者の作品も、伝誦歌であつたらうといふことは言えそうである。つまり、雄略天皇や磐姫皇后の作と伝える作品などがそれで、伝誦の過程においてこうした作者名が定着するに至つたのに違ひない。だが、これは目新しい説ではない。

以上述べてきた万葉伝誦歌の範疇を基準として、万葉伝誦歌表を作れば、それは次のようにならう。但し、表Aは、伝誦歌であることが明白なもの。表Bは、伝誦歌であつたと推定されるもの、である。なお、当該表中の類別の項について説明すれば、それは次のように分類されている。

- A 作者および伝誦者の明らかなもの。
- B 伝誦者のみ明らかなもの。
- C 伝誦者は不明だが伝誦歌であるもの。
- D 作者名が仮託作者と考えられるもの。
- E 歌曲であつたと考えられるもの。
- F 古歌あるいは古人の作とされたもの。
- G 物語的構想の中の歌。
- H 伝説的古代作者の作品

以上、八か条による分類を示してあるが、作者・伝誦者の認定は必ずしも特定個人に決めるといふことをしなかつた。また、特定個人名があつても、物語中の仮託作者と判定される場合は、これを作者として扱わなかつた。なお、作者不明の作品は、その旨が左註などに記されているものに限り不明と記した。

万葉伝誦歌表 A

巻次	大観番号	作者	伝誦者	歌体	類別	備考
一一一	八三	不 明	若宮年魚麻呂	短歌	C F	和銅五年当時の古歌か。(左註)
一一三	三八八	不 明	若宮年魚麻呂	長歌	B B	年魚麻呂を武田博士は歌手かと疑う。
一一六	三八九		(歌舞所の諸王 臣子)	反歌	B E	古曲二節の一。天平八年十二月。
一六六	一〇一一		若宮年魚麻呂	短歌	B E	古曲二節の一。天平八年十二月。
一六六	一〇一二		若宮年魚麻呂	長歌	B B	
一八八	一四二九		若宮年魚麻呂	反歌	B B	
一八八	一四三〇		十数人	短歌	B E	仏前唱歌。弹琴者あり。
一八八	一五九四	不 明	阿倍朝臣虫麻呂	短歌	B B	所に当りて誦詠せる古歌
一五五	一六五〇		遣新羅使人	短歌	B F	所に当りて誦詠せる古歌
一五五	一六〇二		遣新羅使人	短歌	B F	"
一五五	一六〇三		遣新羅使人	短歌	B F	"
一五五	一六〇四		遣新羅使人	短歌	B F	"
一五五	一六〇五		遣新羅使人	短歌	B F	所に当りて誦詠せる古歌。二五〇の異伝
一五五	一六〇六		柿本人麻呂	短歌	A F	"
一五五	一六〇七		遣新羅使人	短歌	A F	二五二の異伝
一五五	一六〇八		遣新羅使人	短歌	A F	二五五の異伝
一五五	一六〇九		遣新羅使人	短歌	A F	二五六の異伝
一五五	一六一〇		遣新羅使人	短歌	A F	四〇の異伝
一五五	一六一一		遺新羅使人	短歌	A F	題詞は「七夕の歌一首」
一六六	三八一		穂積親王	短歌	B A	宴席での愛唱歌
一六六	三八七		河村王?	短歌	B E	琴歌

二六	三八一	河村王?	河村王	短歌	B
二六	三八一	小鯛王?	小鯛王	短歌	B
二六	三八二〇	小鯛王?	小鯛王	短歌	E
二六	三八七			旋頭歌	C
二六	三八八			旋頭歌	E
二六	三八九			長歌	E
二六	三八八五			長歌	E
二七	三九五六	大原高安真人	僧玄勝	短歌	A
二七	三九九八	石川朝臣水通	大伴池主	短歌	A
二七	四〇六一	高市連黒人	三國五百國	短歌	A
二八	四〇六一		田辺福麻呂	短歌	B
二八	四〇六二		田辺福麻呂	短歌	B
二九	四二二四	光明皇后	河辺東人	短歌	A
二九	四二二七	三形沙弥?	久米広繩	長歌	B
二九	四二二八	三形沙弥?	久米広繩	反歌	B
二九	四二三五	三形沙弥?	久米広繩	短歌	A
二九	四二三五	泉犬養命婦	久米広繩	長歌	B
二九	四二三六		遊行女婦清生	反歌	B
二九	四二三七		遊行女婦清生	反歌	B
二九	四二四五		高安倉人種麻呂	長歌	B
二九	四二四六		高安倉人種麻呂	反歌	B
二九	四二四七	安倍朝臣老人	高安倉人種麻呂	短歌	A
二九	四二五七		高安倉人種麻呂	短歌	B
二九	四二五八		高安倉人種麻呂	短歌	B
二九	四二六〇		治部卿船王	短歌	B
二九	四二六一	大伴御行	中臣清麻呂	短歌	C
二九	四二六三		大伴村上、清継	短歌	B

琴歌
琴歌
琴歌
琴歌
囉詞入り歌曲
囉詞入り歌曲
囉詞入り歌曲

題詞に「古歌一首云々」とある。

福麻呂の伝誦を四〇五六―四〇六二の七首全部とする説は納得し難い。

この長反歌を三形沙弥の代作歌とは必ずしも断定できなない。

種麻呂の伝誦は、天平勝宝三年の歌群に混在する天平五年の入唐使関係に限るものと判断される。

二二二二二一一一	卷次					
九〇 八八 八七 八六 八五 二四 二三 一一	大観番号					
衣通王 磐姫皇后 磐姫皇后 磐姫皇后 磐姫皇后 麻績王 世略人 雄略天皇	作者					
	伝誦者					
短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 長歌	歌体					
H·H H H H H D D H	類別					
九〇番歌の少異歌。 八五番歌の少異歌。古事記（允恭記）所出。	備考					

万葉伝誦歌表 B

二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇	卷次					
四四八二 四四八〇 四四七九 四四七八 四四七七 四四七七 四四五九 四四三八 四四三八 四四三七 四四三六 四三〇一 四二九四 四二九三	大観番号					
藤原執弓 不 氷上大刀自 大原桜井真人 円方女王 石川内命婦 薛妙観 元正天皇 防人 舍人親王 元正天皇	作者					
大原今城 大原今城 大原今城 大原今城 大原今城 今城、池主 大原今城 大原今城 大原今城 大原今城 大原今城 安宿王 山田土麻呂 山田土麻呂	伝誦者					
短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌 短歌	歌体					
A B A A A B A A A A A B A A	類別					
	備考					細注にて「古今未詳」とある。 「昔年相替りし防人の歌」

一八	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一三	一三	一三	九	四	三	三	三	三				
四〇七三	三八二二	三八一五	三八一四	三八一三	三八一二	三八一一	三八一〇	三八〇九	三八〇八	三八〇七	三八〇六	三八〇五	三八〇四	三八〇三	三三一〇	三二六三	三二三九	一六六四	四八四	三八七	三八六	三八五	
			娘子の父母	ある壮士	車持氏の娘 子	車持氏の娘 子	ある娘 子	ある娘 子	鄙人の男 子	前采女	ある娘 子	ある娘 子	ある壮 士	ある娘 子	木梨榎太 子		雄略天皇	仁德天皇 皇妹	若宮年 魚麻呂	味	稻		
																				年魚麻呂？ 年魚麻呂？ 年魚麻呂？			
短歌	短歌	短歌	短歌	短歌	或本反歌	反歌	長歌	短歌	短歌	短歌	短歌	短歌	短歌	短歌	長歌	長歌	長歌	短歌	短歌	短歌	短歌	短歌	
F	F	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	H	H	(F)	H	H	G	G	D	G
古人云。	古歌。	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"									

常陸國風土記・葦穂山の
歌謡の類歌

仙柘枝歌。杵島曲と殆ど同歌。
仙柘枝歌。
仙柘枝歌
一五一一番(岡本天皇)の少異歌。
近江朝時代の童謡という。
古事記(允恭記)所出
古事記・八千矛神の歌謡に類似。
物語の芯としての歌。

家持圏の伝誦歌

伝誦歌表Aに見る通り、卷十七以降の家持歌巻と言われる巻々には、多くの伝誦歌と伝誦者とが存在する。また、作者の明らかなものも多い。その中には水上大刀自とか高市連黒人などという古人もいる。勿論、作者不明の伝誦歌もある。一方では、伝誦者の名は殆ど明らかであって、大体において家持周辺の人物とか、家持と接触のあった人物と考えられる。

家持歌巻は一定の方針によって編纂された歌集ではなくて、編年形式の自然堆積的な歌集であるから、作歌史的には狭少な視野を有するに過ぎないが、それだけに肌理細かい歌壇の傾向を見ることができないのではないかと思われる。そうした傾向の中に、これだけ多くの伝誦歌が見られるということは、家持の交際がどれほど広がったにしても伝誦によって伝来される歌というものが如何に多かつたかということを示している。尤も、家持が歌集の編纂を志していたということから、家持自身も記録されたもの以外に伝誦歌を求めていて、それに協力する人の多かつたことを反映しているということもあるが、万葉編纂時代において、資料としての歌がどのような在り方で世間に散在し流伝されてきたかという、その一端をまざまざと見せつけられる思いがする。例えば、数少ない高市連黒人の歌も、三國真人五百圍の伝誦がなかったならば、四〇一六の貴重な歌が一首消えていたのである。我々は、万葉の各所に注記されている「一書曰」「或本歌曰」「古集」「古歌集」などの存在にかなりの比重を置いた考え方をする。これらの「本」あるいは「歌集」は確かに存在したに違いない。だが、それらが相当の質と量とを併せもったものであつたかどうかは疑わしい。資料としての歌集が豊富に存在し得た状況であつたなら、伝誦によって歌を記憶しようとする努力は無益であつたと考えられるからである。要するに、家持歌巻における多くの伝誦歌の存在を考える時、記述による歌の伝承ということがまだ不十分な時代であつたと推定されるのである。

歌曲について

伝誦者の中で、卷三（三八八・三八九）、卷八（二四二九・一四三〇）の伝誦者、若宮年魚麻呂は確かに特異な存在で

ある。家持歌巻を除いて個人名を表した伝誦者は、年魚麻呂の外には阿倍虫麻呂（巻八、一六五〇）一人あるのみである。武田祐吉博士が年魚麻呂を歌手かと疑っているのも道理である。この年魚麻呂は巻三では仙柘枝歌の作者としても姿を見せる（伝誦歌表B）。これは後述するが、仙柘枝歌を伝誦したのも年魚麻呂であつたのだろう。歌手であつたとすれば、これらの歌は歌曲であつたことになるが、それにはもう少し傍証が欲しい。巻三・巻八には反歌が添っているということも、歌曲であるとは素直に断言できない理由である。

年魚麻呂の伝誦と較べると、巻十六の「乞食者の詠」はとにかく歌曲であつたろうと思われる。乞食者を後世の勸進貫いへ連がるものとしても、折口博士の言われるように、この場合は浮浪祝言師であり、もう少しイメージアップさせて巡遊伶人と決めることもできるであろう。それにしても彼らの「ほかひ」の場が農村であり、これも博士の言われるように、「ほかひ」の呪詞が身振り手振りを伴って詠唱されたと想像されから、やはりこの乞食者の詠も歌曲であつたと考えなければならぬ。歌句の展開技法からみても、動作を伴なう劇歌謡の俤をもつて居り、詠唱者の視点は導入部だけで、やがて主人公である鹿や蟹の方に視点は完全に移行する。やはり歌曲とみる以外には考えようがない。

巻六、一〇一一・一〇一二の古曲二節というのは当然歌曲と考えられる。天平八年十二月に歌舞所の諸王臣子が葛井連広成の家に集つて宴を催した際の歌である。序文は次のように記されている。

比来古舞盛に興りて、古歳漸く晚れぬ。共に古情を尽して、同ともに古歌を唱ふべし。故に此の趣に擬へて、輒ち古曲二節を献る。風流意氣の士、儻たうし此の集の中に在らば、争ひて念を発し、心々に古体こたいに和せよ。

この文に見える古曲とは何であらうか。日本古典文学大系本の頭注では、「古い調子の歌」であるという。武田博士は「古曲に合せた新作の歌詞である」と角川文庫本に注している。共に古曲そのものとは解していない。しかし、これらを古曲そのものであると解することもできそうである。その理由は、文中の「故に此の趣に擬へて」という句は「古歌に擬へて」の意味ではなく、「古歌を唱ふべし」という趣意に擬えてなのである。古歌を唱うのがよいという趣意にそつて献られた古曲二節であるなら、これは古曲そのものであつてよいはずである。そして古曲二節というのは一〇一一・一〇一二の歌であることは間違ない。また、次条の「風流意氣の士、儻たうし此の集の中に在らば」という句

はあくまでも仮定句であつて、事の成立・未成立には関与しない。したがつて、末尾の「古体に和せよ」という句も命令の形態をとっているだけのことで、和したかどうかという結果には責任をもたない。結局、古体に和した歌ができて採録しなかつたものである。ちなみに、右の一〇一一番

わが屋戸の梅咲きたりと告げやらば来ちふに似たり散りぬともよし

の類歌と見られている古今集卷十四・六九二の

月夜良し夜良しと人に告げやらば来てふに似たり待たしずもあらず

の歌については、万葉との類型表現ということから、先後関係の問題ではなくて、元来、同時的な存在であつたと私もちがつて考えたことがあり、凡そ今の考えも変わらないのだが、一案として、この広成の家の集いで、一〇一一の古体に和した歌の一つが伝誦されて古今集に採られたのかも知れないとも思うようになった。それは同類型とは言え、単なる語句の差し替えではなくて、技巧的に洗練された姿を見るからである。

その他、歌曲として扱うべきものに、卷八、一五九四の「仏前唱歌」、卷十六、三八一七——三八二〇の河村王・小鯛王の伝誦歌、三八七八・三八七九の旋頭歌などがある。いずれも音楽であつたことの明白な作品である。「仏前唱歌」と河村王・小鯛王の伝誦歌は琴歌であつた。河村王・小鯛王の場合は、その歌が古歌であつたかの本人たちの創作であつたのかはつきりしない。また、この場合と性質を同じくすると考えられるものに、卷十六、三八一六の穂積親王の冥席愛唱歌がある。恐らくこれも歌曲であつたのであろう。三八七八・三八七九の旋頭歌にはそれぞれの段落に「わし」という囃詞が入っているところからみれば、明らかに歌曲である。三八七八には左註があるが、三八七九にはない。恐らく類似の歌を付け加えたというつもりかも知れないが、内容からみると劇歌謡の断片といったものであつたらう。

人麻呂歌の伝誦

卷十五の遺新羅使人一行の歌百四十五首の中に、「所に当りて誦詠せる古歌」と題して九首の短歌を載せている。いずれも伝誦歌であると推定し得るが、その中の六首が明らかに人麻呂の歌である。また、右の題詞の次に「七夕の

歌一首」があつて、左註では「右は柿本朝臣人麻呂の歌」とある。人麻呂の七夕歌がここに並べられる必然性はないので、やはりこれも伝誦歌とすべきである。

人麻呂誦詠歌の中、三六〇六―三六〇九までの四首は、卷三、二五〇・二五二・二五五・二五六の異伝歌と考えることができる。また、三六一〇は卷一、四〇の異伝歌である。これは編者もそう考えていたので、誦詠歌の左註にはいずれも「柿本朝臣人麻呂の歌に曰はく云々」として歌句の異同を挙げてゐる。その歌句の異同というのは、卷一・卷三の人麻呂歌そのものであるところから、これらの左註の根拠は、卷一・卷三に直接拠つてゐるのか、あるいは卷一・卷三の直接資料となつたものに拠つてゐるのか、その点は微妙である。なお、卷十五、三六〇六―三六〇九の誦詠歌と卷三、二五〇―二五六中四首の配列順も同じであるということは一考に値いしよう。古歌を思い出してのアットランダムな誦詠なら、まずこのようなことはあり得まい。だが、それは次のように理解することができよう。卷三における人麻呂の歌は旅程の順に従つて記されてゐるので、それに準拠しての誦詠であらうといふことである。こうした点からみると、遣新羅使人の場合にも、古歌の誦詠といふことがかなり意義あるものとして行われ、この場合は意識的に人麻呂をなぞつてゐると考えられる。

一方、卷三、二五〇―二五六中の四首に限つては異伝を左註に記してゐる。その異伝は二五五の左註の場合を除いて、卷十五の誦詠歌と完全に一致する。そして、その左註はいずれも「一本に曰はく」となつてゐる。この「一本」なるものは、遣新羅使人の作をのせた資料ではなかつたかと思われる。そうなると、卷十五、三六〇六―三六〇九と卷三、二五〇―二五六との関係は、卷三を参照して卷十五の左註を加えた可能性もあり、遣新羅使人の作を記載してある資料（恐らく独立した資料であつたと思われる）によつて卷三の左註が付けられたのだらうといふことになる。また、卷十五、三六一〇は卷一、四〇の異伝歌として、左註に掲げられた歌句は四〇と完全に一致する。ところが卷三の場合と違つて、卷一、四〇には当然あつてよいと思われる異伝歌三六一〇についての注記がない。これは恐らく唯一首である故に、注記を落としたのであらうと思ふ。

以上述べてきた中で、卷三、二五五の左註について一言しておきたい。

天離る夷の長道ゆ恋ひ来れば明石の門より大和島見ゆ（二五五）

一本に云ふ、家門やどのあたり見ゆ

天離る鄙の長道を恋ひ来れば明石の門より家のあたり見ゆ（三六〇八）

柿本朝臣人麻呂の歌に曰はく、大和島見ゆといへり

右の二首を比較すると、二つの問題点が出てくる。一つは、三六〇八の歌に「長道ゆ」という正伝句の注記がないこと。これは二五五の場合も同様に「長道を」の注記がないと言える。二つには、二五五の一本の歌句と三六〇八の該当句が少し違っていることである。これについては次のように考えられる。第一に「長道ゆ」が「長道を」となったのは、伝誦の際の記憶違いだと思われるが、この場合では「ゆ」と「を」とは同義である。その点は些細な問題とみて咎めだてをしなかったのであろう。三六〇八の原資料も同じであったと思われる。二五五の左註の態度も同様に考えてよいと思われる。第二に、三六〇八の「伊い敷へ乃安多里見あた由みゆ」と二五五の「一本云家門当見やど由みゆ」とのくい違いがあるが、仮に三六〇八の原資料に「家門」とあったとしても、これを「やど」と訓むのが正しいかどうかは、集中この用辞法はこれ一例しかないところからみても疑問がある。このように考えてくると、三六〇八と二五五の場合も一群の場合と区別する理由はなくなってくる。

さて、この項の終りに、三六一一の七夕歌に触れておきたい。

七夕の歌一首

大船に真楫繁貫き海原を漕ぎ出て渡る月人壮士（三六一一）

右は、柿本朝臣人麻呂の歌なり。

この伝誦歌の原作ともいうべきものは万葉集中には見えない。そうすると、前に挙げた四〇一六の高市連黒人の作と同様に、辛うじて伝誦歌として伝えられたものかも知れない。ただ、左註が人麻呂の作と断言している根拠がどこに在るのか気になる。

万葉における人麻呂の声望は、万葉編纂時において既に大歌人として神秘的なものにさえなっていたと思われるから、いやしくも人麻呂作と判明している作品は、ことごとく万葉に採録されたのではないかと思う。したがって、伝

誦歌の外に、万葉収録歌以外の記録された人麻呂の作品が別に編者の手許にあらうとは思われない。そこで、この左註は伝誦者の言い伝えであったのではないかと考えられる。

また、題詞に「七夕歌一首」とあるが、内容は、直接には七夕のことを歌っていない。言うなれば、巻十の七夕歌群の一首、

夕星も通ふ天道を何時までか仰ぎて待たむ月人壮士(二〇一〇)

に類する作で、七夕歌連作中の一首ともいいうべきものである。二〇一〇のこの作品の場合には「夕星も通ふ天道」といった句があつて、七夕歌の俤も見えないわけではないが、三六一一の場合は題詞がなければ、単なる月の歌としか受取れない。それがどうして七夕歌であつたのか。大胆な想像を許して貰えれば、この歌は本来は巻十、秋の雑歌・七夕歌群の中の一首ではなかつたかと思ふ。つまり二〇一〇歌の仲間として在るべき歌ではなかつたか。それが如何にも七夕歌らしくないので、この歌群から切り出されたものかも知れなかつた。

この七夕歌群は全体で九十八首という夥しい数にのぼる。その最初から三十八首目が例の「この歌一首は庚辰の年に作れる」という左註をもつ二〇三三番の歌である。そこにはまた「右は、柿本朝臣人麻呂の歌集に出づ」との注記がある。この注記が二〇三三の作だけをさしているのか、七夕歌群の第一首目から三十八首全部をさしているのかは問題のあるところである。しかし、巻十五の「七夕歌一首」がもしこの歌群に本来的に籍を有するものなら、恐らく三十八首全体が人麻呂歌集所出歌ということにもなるわけである。そして、三六一一の伝誦人麻呂歌も人麻呂歌集所出歌ということで、編者も人麻呂作と断定したという経緯を考えることができるのである。

物語の芯としての伝誦歌

巻三、三八五―三八七の三首は、やまのこしつみのえ仙・柘枝歌と名付けられた伝説歌である。柘枝伝説については、三八五の左註に記された柘枝伝なるものが今日残っていないために、伝説の詳細は分からない。しかし、最初の三八五の歌が伝説の主人公うましね味稻の歌であるとされているところをみると、作者一人の視点から作られた抒情歌群があつて、その断片がこの三首となつて残つたというより、かなり立体的な構成をもつた歌群があつたという想像をする余地がある。そのよう

な歌群というのは、古代にあっては劇歌曲であったと考えるのが妥当である。それは、三八五の歌が肥前国風土記逸文に挙げられた杵島曲きしまのうたとほぼ同歌であるということも、歌曲であったらしいことの裏付けとなる。またこの三首が、歌曲の伝誦者であったと思われる若宮年魚麻呂によって伝えられたらしいことも、この三首が歌曲であったことを一層証拠づけることになろう。

右の歌群の中、三八七は前記の年魚麻呂の作だと注している。その真偽のほどは判らなくても、年魚麻呂が何のためにこの歌を作ったと考えればよいのか。年魚麻呂作が事実だとすれば、伝説歌を増補するためであろう。それは年魚麻呂がこの歌の伝誦者であったからだと推定するのが一番素直である。

それでは次に、杵島曲の歌詞がなぜここに入ってきたかという疑問がある。話の筋を想像すれば際限がない問題となるが、恐らくそれは、柘枝伝説の主要なモチーフとして、柘枝が美女に変わったということと関係があるのだろう。

あられふり吉志美が嶽たけを険まがしみと草とりはなち妹が手をとる(三八五)

この下句の(草から妹へ)ということ、伝説における(柘枝から女へ)ということが恐らく対応するからであろう。記紀の旧事的説話における歌謡の関連の仕方を考えてみれば肯けることであろう。

物語の志としての伝誦歌には、更に次のような場合がある。卷十六、三八〇三から三八一五に至る十四首を物語の志としての伝誦歌と考えるのは、以下の理由からである。

古事記・日本書紀における旧事と言われる説話の中には、いわゆる記紀歌謡を中心に構成された説話も多い。またその中には、記紀それぞれが同じ歌謡、あるいは同じ歌謡とみられる歌を志としていながら、説話内容が甚しく異なっているもの。または、志となる歌謡の解釈に無理があつて、歌謡の縁起という点から説話を眺める時、歌謡と説話のつながりがひどく不自然なものもある。こうした傾向から、記紀の旧事的説話においては、説話よりも歌謡が先在したということが早くから説かれてきたが、総てがそうであるとは言えないまでも、そうした観点から説明しうるものも多い。あるいは歌曲名をもっている歌謡を志とする説話にあつては、その先後関係は明白でなくとも、元来別個に存在したものが旧事として成立する際に結合したとみられるものもある。こうした経緯は、日本の古い物語成立の常道であつたと考えられる。このような物語制作の在り方は、平安期に入つてからも歌物語の世界に踏襲された。

一方、万葉集にあっては、物語制作への意欲は、人麻呂の私的な長歌あたりに始まって、虫麻呂の伝説を素材にした叙事的長歌にまで至る。また一方、それとは別個に、中国文化・中国文学の影響からきたと思われる物語意識が、旅人・憶良などによって、「日本琴の歌」(八一〇・八一)、「松浦河に遊ぶ歌」(八五三―八六三)、「大伴君熊凝の歌に和ふる歌」(八八六―八九一)、「貧窮問答歌」(八九二・八九三)、「筑前国志賀の白水郎の歌」(三八六〇―三八六九)などの形となって現われた。要するに、散文物語未発達時代に、当時の日本人にとって、比較的自在に作り得た長歌・短歌の世界で物語制作意欲を充たそうとしたものが、万葉集に一つの傾向となって現われている。これが万葉における物語要素である。その旅人・憶良の傾向から分かれたものと考えられるものに、卷十六の、歌を中心とした漢文体物語がある。即ち、三八〇三から三八一五に至る一群である。これらは後世の歌物語の形をとって、その成立の経緯は、記紀の旧事的説話から平安初期の歌物語に至る古物語の一環と考えられる。こうした物語形象の過程から推してこれらの歌も漢文体の物語部分とは元来別個の存在であって、大方は古くから伝誦された歌だと推定されるのである。

右のような観点から二・三を挙げて説明するなら、まず多くの類型をもつものの代表として、三八一一―三八一三の「夫の君に恋ふる歌」の如きは、古くから伝誦された物語歌であったと思われる。これを車持氏の娘子が臨終の床で口号くごうんだとする物語構成には既に無理がある。また、或本の反歌が添えられていることも、この歌がある程度古いことを証明しているのである。

三八〇七の安積山の歌は、歌枕的なものを詠み込んだ民謡とも言えるものである。葛城王が陸奥へ派遣されたという左註の記事も、この時代から考えて史実ではなからう。陸奥に帰っていた前采女のこともし信じ難い。もし信じられる要素は何だと言え、恐らく国司の妻となっていたはずの女性でも、遠来の上客には寝所を共にして歓待するという当時の風俗、殊に陸奥の風俗が、この左註には隠見しているということである。大和物語には、この歌を芯にして陸奥を背景にした空想的な歌物語も作られている。

三八〇六の歌は、常陸国風土記に見える歌謡の類歌である。

言痛けば 小泊瀬山の 石城にも 率て籠らなむ な恋ひそ我妹(常陸国風土記・新治郡)

事しあらば小泊瀬山の石城にも隠らば共にな思ひわが背（万葉集・三八〇六）

小泊瀬山は大和の初瀬山であって、火葬が行われた山と考えられ、埋葬地でもあったらしい。風土記では男の歌であるが、万葉では女の歌である。万葉の場合では「いざとなれば一緒に死ぬまでだ」といった母権時代の倂を見せている積極的な女性の歌である。こうした観点からも万葉の方が古形であって、これが民謡として常陸へ流れていったことはほぼ確実であった。

〔付記〕 昭和四十八年一月二十日、上代文学会の例会において「万葉伝誦歌の性格」と題して発表したメモを基に綴ったものである。但し、その後多少考えを変えた点もあることをお断わりしておきたい。（48・9・1）